

令和5年3月31日付け「子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正により、当基準で引用している条文番号が以下のとおり変更となりました。

新	旧
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(14)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (12)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(15)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (13)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(17)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (14)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(18)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (15)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(19)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (16)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(20)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (17)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(21)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (18)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(22)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (19)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(23)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (20)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(24)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (21)
支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(25)</u>	支援法施行規則第1条第1項第1号へ (22)

また上記の他、「1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設の評価基準」において根拠法令の1つとしている「支援法施行規則第1条第1項第2号ハ」で参照している根拠法令が、基準内の表記のみでは不明瞭であったため、参照先の条文番号を追記しました。

- 【例】・支援法施行規則第1条第1項第2号ハ で参照している第1号イ (3)  
・支援法施行規則第1条第1項第2号ハ で参照している第1号ロ (4)